

ぐんま緑の県民税について

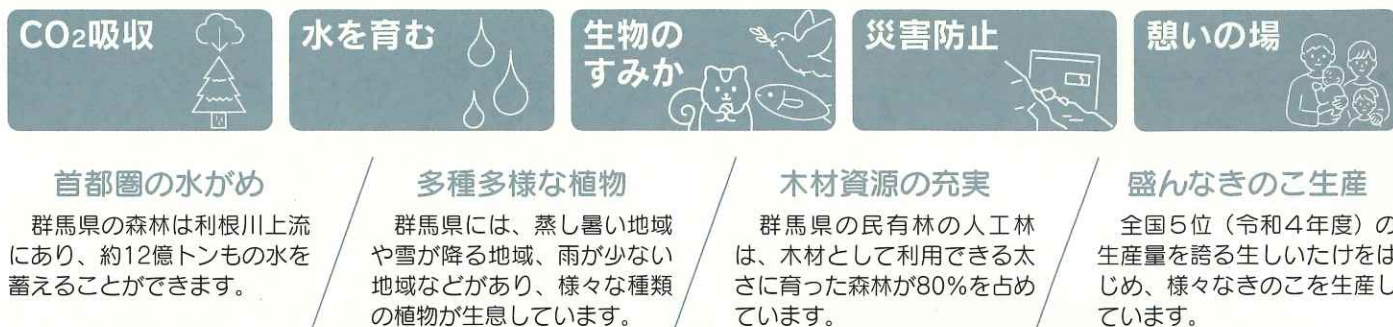
群馬県は県土の3分の2を森林が占める関東一の森林県です。

森林は、豊かな水を育み、災害を防止するなど、私たちの暮らしに多くの恵みをもたらします。

そんな大切な森林を次世代に引き継ぐため、群馬県では平成26年度から「ぐんま緑の県民税」を導入し、森林の公益的機能向上や森林を取り巻く課題に対応する様々な取組みを行っています。



森林の持つ公益的機能と群馬県の森林の特徴



ぐんま緑の県民税の使い道

ぐんま緑の県民税の税収は、ぐんま緑の県民基金に積み立てた上で、目指すべき目標「豊かな水を育み、災害に強い森林づくり」と「里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造」の達成に向け、ぐんま緑の県民基金事業の財源として活用しています。

水源地域等の森林整備事業

間伐等の必要な手入れが行われない森林では、立木が混み合い、日が差し込まなくなることによって下草が生えなくなり、雨が表土を流れて土壌を浸食し、土砂災害などを引き起こす危険性が高まります。

群馬県では、森林の公益的機能の維持・増進、災害に強い森林づくり、管理コストの低い森林づくりを目的として10,000haを目標に森林整備を実施しています。平成26年度から令和5年度までに約6,500haの森林整備が完了しました。

◆条件不利地森林整備事業

立地等の条件が不利であることにより森林経営が成り立たず放置されている人工林を整備し、森林の公益的機能の発揮を図ります。ぐんま緑の県民税導入の主目的でもある事業です。

◆水源林機能増進事業

市町村が管理する簡易水道等の取水口の上流に位置する森林を整備し、水源かん養機能の増進を図ります。

◆松くい虫等被害地の再生事業

松くい虫被害または気象被害を受け、やぶ等になった森林を再生し、森林の公益的機能の回復を図ります。



※本事業は、傾斜が急であったり、搬出路が設置できないなどの理由から放置され、手入れがされていない森林を間伐し、森林環境の改善を図るものです。木材を販売するなどといった林業経営行為としての森林整備とは異なります。
事業の詳しい整備条件等は「ぐんま緑の県民基金水源地域等の森林整備事業実施要綱」をご確認ください。